

[事案 2025-154] 特定疾病一時金支払請求

・令和8年3月27日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、特定疾病一時金等が支払われなかったことを不服として、特定疾病一時金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

両糖尿病網膜症により手術（網膜光凝固術）を受けたため、令和7年5月に契約した特定疾病一時金保険にもとづき一時金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金の支払いを謝絶された。しかし、以下の理由により、告知義務違反解除を無効にし、給付金を支払ってほしい。

- (1)令和7年4月に眼科を受診したが、その理由は、左目をこすった際にゴミが入り、痛みが出て充血したためである。受診の際、眼科の医師から病名（両糖尿病網膜症）の説明はなく「別の医療機関できちんと検査してもらいなさい」と言われただけである。目の痛み、充血の原因なども知らされなかった。また、別の医療機関への紹介状を渡されたが、未開封のままだったので紹介状の記載は見えていない。
- (2)令和7年4月、別の医療機関を受診した際「眼科受診の時の目の痛み・充血は糖尿病網膜症とは関係ない」と説明された。
- (3)令和7年4月に告知手続きを行ったが、その際、眼科での同月の受診では治療を受けていないため、告知書には「いいえ」と回答した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、令和7年4月、本契約のWEB申込みに続く告知手続きの際、「過去3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けましたことがありますか」に対し「いいえ」と回答している。しかし、申立人は、告知前の同月に眼科を受診して診察・検査・眼薬の処方を受けているから、上記質問に対しては「はい」と回答して告知すべきであった。
- (2)WEB申込みの際、告知に係る資料において告知が不要な事例等を具体的に示していることからすると、申立人は上記受診の事実が告知対象となることを十分認識できたはずである。そのため、告知をしなかったことにつき故意又は重過失があると判断せざるを得ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。